

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和3年12月13日(月)					
会議時間	開会	午後3時45分	閉会	午後5時27分		
場 所	全員協議会室					
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉			
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇			
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈			
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃			
	委員 千葉 大作					
遅 刻	遅 刻 なし					
早 退	早 退 なし					
欠席委員	欠 席 なし					
事務局職員	栃澤調査係長					
紹介議員	なし					
出席説明員	菅原教育部長、菅原学校教育課長、佐藤学校教育課主幹					
参 考 人	千葉幸浩、服部良一					
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第4号 私学教育を充実・発展させるための請願					
議事の経過	別紙のとおり					

## 教育民生常任委員会記録

令和3年12月13日

(午後3時45分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題とします。

請願第4号を審査するに当たり、教育部長の出席と請願者、私学助成をすすめる岩手の会から、千葉幸浩さん、服部良一さんを参考人として出席を求めることとしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、直ちに出席を求めることといたします。

本日の進め方を説明いたします。

12月7日の委員会で紹介議員から請願趣旨の説明は終わっておりますので、当局から説明をいただき、その後、参考人に対する質疑を行います。

午後4時15分に請願者を呼んでおりますので、教育委員会への質疑は午後4時15分をめどに終えるようお願いいたします。

その後、参考人への質疑、退席後に意見交換を行います。

当局からの説明を求めます。

菅原教育部長。

教育部長 : それでは、教育部から一関市における私立学校の運営費補助、それから私立の高校生を持つ保護者への補助の状況について説明をさせていただきます。

説明は学校教育課主幹兼学校教育係長から説明をさせます。

委員長 : 佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹 : それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本日用意させていただいた資料はA3の資料、両面のものでございます。

初めに私立学校への補助の状況について、最初に運営費に対する補助について説明をさせていただきます。

私立学校運営費補助金は、私立学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽

減を図るとともに、私立学校の経営の健全化を高め、もって本市教育の振興に資するため、私立学校の運営に要する経費に対し、補助を行っているものでございます。

令和3年度の交付実績について説明をさせていただきます。

高等学校2校、こちらは一関修紅高等学校と一関学院高等学校に対して446万円、短期大学1校、修紅短期大学でございますが、こちらに107万6,000円、専門学校2校、東北ヘアモード学院と国際医療福祉専門学校でございますが、こちらに72万円、計5校に対しまして625万6,000円の補助を行っております。

本日の請願の関係で、私立学校運営費の補助の状況をさらに詳しくまとめたものが、2となっております。

一関学院高等学校でございますけれども223万円、生徒1人当たりには換算すると4,598円となります。

一関修紅高等学校に対しても同額の223万円、生徒1人当たりには換算しますと5,479円、2校の平均でございますが、生徒1人当たり5,000円の補助額ということになっております。

資料の右側のところを見ていただきたいのですが、こちらは請願の中にも示してありまして、令和2年度における岩手県内の私立高等学校運営費補助金の状況を記載したものでございます。

私立の高等学校は盛岡市には8校ございます。

それから、それ以外の花巻市、北上市、奥州市につきましては、それぞれ1校となっております。

一関市は2校となっております。

これは昨年の数字でございますけれども、資料の一番右下のところになりますが、生徒1人当たりの平均が4,049円となっております。

当市において令和2年度と令和3年度で1,000円ほど生徒1人当たりの補助額がふえております。

これにつきましては、昨年度もこの請願を受けまして、その予算の中で検討いたしまして、増額をしたものでございます。

これにつきましては、岩手県内で1人当たりの金額が最も高かったところが花巻市、これは花巻東高等学校になりますけれども、昨年4,887円、それから奥州市の協和学院水沢第一高等学校が4,800円となっております。

この水準まで引き上げを行うということで、生徒1人当たりでいいますと5,000円というあたりで、およそ2割の引き上げを行っております。

以上が、私立学校の運営費に対する補助の状況でございます。

続きまして、資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては私立高校生を持つ保護者負担軽減に係る補助状況について、いわゆる授業料の補助の関係でございます。

当市では、一関市私立高等学校生徒学費補助金という名目で保護者の負担軽減を図るために補助を行っているものでございます。

補助の対象でございますけれども、資料の真ん中のあたりに記載しております、(1)から(8)までの要件、いわゆる経済的に困っている方、それから児童扶養手当を支給されて

いる方、いわゆるひとり親のところですが、そういった方に対して補助を行って  
ございます。

補助金額でございますけれども、保護者等の支払う授業料から、国が補助する就学支  
援金と県がかさ上げで補助しております私立高等学校等授業料免除等事業補助金を除い  
た額、こういった国、県の補助をもつても、さらに負担が出るという部分について、市  
のほうで補助をするというようなものでございます。

令和2年度の交付実績でございますが、盛岡スコーレ高等学校に通う3名の方、この  
方々につきましては市民税の非課税者ということになりますが、合計額で6万円補助し  
ております。

その下の欄、直近5カ年の交付状況でございますが、平成28年から令和2年度までを  
記載しております。

この中で令和元年度から令和2年度の間、一気に補助の額が減ってございます。

これにつきましては、資料の右の欄にリーフレットを載せておりますけれども、令和  
2年4月から私立高等学校に通う生徒さんへの就学支援金が大幅に拡充されました。

国の制度が拡充されたものでございます。

グラフの横軸が世帯の年収、縦軸が支援額となります。

支給の上限額が39万6,000円、これは月額に換算しますと3万3,000円となります。

つまり3万3,000円の授業料であれば、収入が590万円までの世帯の方につきましては  
は、無償ということになります。

それ以上の方につきましては、一部負担が出るということになっております。

こういった国の制度が拡充された関係で、大幅に申請者が減ったものというように捉  
えております。

説明は以上となります。

委員長：それでは、質疑がある方は発言をお願いいたします。

岩淵委員。

岩淵委員：御苦労さまでございます。

まず今、御説明いただいた1ページのところですが、学校の運営費に係る補助金交付  
要綱の目的の中に、私立学校の経営の健全性を高めという言葉がありますけれども、市  
内の一関学院高等学校と一関修紅高等学校の2校それぞれの健全性という視点から見た  
ときに、教育委員会はどのような認識を持っているのかお伺いしたいと思います。

委員長：菅原教育部長。

教育部長：経営の健全性とか、そのような財政指標の審査は行ってはいないところですが、  
いずれ、学校経営がより健全に運営できるような形で、そういう部分で公共性というよ  
うなものを見出して、公費の補助金を支出しているところであります。

財政指標の審査まではしていないところであります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうするとこの言葉は一般的といいますか、そういう言葉を目的として置いているということで、今おっしゃられたように学校の経営はどうなっているのか、かなり簡単に言うと、厳しいのか、何とかやっているのかとかそういうところはほとんど見ていませんと、あくまでも一般論としての経営の健全性という認識でよろしいのでしょうか。

委員長：菅原教育部長。

教育部長：この補助金を交付することによって、より健全な運営がなされるようにというような形で補助しているものであります。

委員長：那須委員。

那須委員：先ほど、1ページの2のところ、一関修紅高等学校と一関学院高等学校の生徒1人当たり5,000円、それから2ページ、花巻東高等学校と奥州市の話がありましたが、令和3年度は一関市は5,000円、比較した令和2年度の花巻東高等学校の話がありましたが、もう一度話を聞きたいのですが、令和3年度の花巻東高等学校とか、奥州市の私立の学校はどうなっているのか、年度の比較が違いますので、そこをお願いします。

委員長：佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹：令和3年度でございますけれども、こちらにつきまして、まだ支出が済んでいないような自治体もございまして、比較する数字をお示しすることができなかったもので、令和2年度の状況でお話をしております。

それぞれの自治体で算定の方法が若干異なっておりますので、なかなか一概に、生徒1人当たりということで比較するのは難しい部分もあるのですが、県内の自治体の状況を比較するというので、一定の指標ということでこういった表をお示したものでございます。

委員長：那須委員。

那須委員：それでは実際の請願は、来年度にこうしてくださいという請願が出ているのですが、その前の年の補助金の比較で、運営補助については上げたわけですが、また、花巻市や奥州市での算定方法が違うと言いながらも、令和3年度補助金を上げて、令和4年度も上げるというような格好になるのか、その辺がちょっとわからないのですが、いずれ新しい資料がなくては、検討のしようがないのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

委員長：菅原教育部長。

教育部長：これは、去年の状況とことしの状況をお示ししたもので、予算編成の参考資料というものではありません。

現在のところは、昨年度並みの補助というようなことで、予算編成に臨んでおります。

最高額になるよう県内他市と競い合っているわけでもありませんし、これは市長部局との調整の中で昨年度、補助額を上げたものであります。

当市の令和4年度の予算編成においても、非常に厳しい状況があつて、市の行政サービスの部分でもかなりカットしている、教育部局でもかなりカットしている部分がありますので、まず外部に対する公共性があるというようなことで補助することも大切ですが、それと同時に市の行政サービスの確保というものもしっかり確保してまいりたいと思います。

委員長：猪股委員。

猪股委員：今回、私学助成ということで、請願として出てきている部分ではあるのですが、関連でお伺いしたいのですが、私学助成事業の中で令和3年度の交付実績で、短期大学とか専門学校ということで修紅短期大学や東北ヘアモード学院があるのですが、交付基準は、高等学校と同じものなのか、何か基準があつてこの金額になっているのかということを確認します。

委員長：佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹：運営費の補助金につきましては、合併時にそれぞれの自治体で補助していた経緯もございまして、それらをもとに今の算出の方法があります。

したがいまして、高等学校、短大、それから各種専門学校、そういったところでの算出方法が若干異なっております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私も猪股委員と同じ質問だったのですが、具体的な算定といたしますか、どういう理由に基づいての算定なのか教えてください。

委員長：佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹：若干具体的に申し上げます。

高等学校、短期大学の場合ですけれども、総額の9割は学校数となっております。

それから生徒、学生割、教員数割、施設割、いわゆる施設の面積等が一定の指標となりまして、それらをもとに高等学校、短大の場合は算出をしております。

それから専門学校につきましては、基本額を7割としております。

それを学校数で除したような形になります。

それから学生数割、施設数割としてございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり合併当初からの算出方法ということになってございます。

以上です。

委員長：門馬委員。

門馬委員：当市において、令和2年度と令和3年度を比べると運営費が生徒1人当たり4,000円から5,000円になったということですが、この請願は結構毎年のように出ている請願ですけれども、今までこのような形で生徒1人当たりの運営費が上がった実績といたしますか、その辺はどうなっているのでしょうか。

今回は、約1,000円上がりましたけれども。

委員長：佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹：以前に引き上げを行った事例はあるのかというお話だと思いますけれども、今手元にはそういった資料を持ち合わせておりません。

そういった請願やあるいは県内の状況を勘案して、毎年予算編成の中で検討してきたということになります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：運営費補助金ですが、まず使い道は自由で、学校側に交付するものということなんでしょうか。

それから2つ目ですけれども、3.11の東日本大震災で、一関修紅高等学校の体育館が被災をして、ちょっと記憶違いでしたら御指摘いただきたいのですが、たしか1,000万円ぐらい市がその体育館の建てかえのために補助したという記憶があるのですが、その根拠はこの運営費補助金だったのかというところが一つ。

それから3つ目ですけれども、多分教育委員会の所管ではないのかもしれませんが、違っていたら言ってください。

一関学院高等学校の敷地、建物が建っているところの土地は一関市の土地だと聞いておりますが、それが有償なのか無償なのか、所管でなければ、お答えしなくて結構でございますので、この3点についてお伺いしたいと思います。

委員長：佐藤学校教育課主幹。

学校教育課主幹：1点目の補助金の使途といたしますか、どういったものに充てられるかということでございますけれども、基本的には経常経費、あるいは人件費そういったものに充てられるということになっております。

その部分については学校の財務指標等を確認しております。

委員長：菅原教育部長。

教育部長：施設の整備に対する補助ですけれども、今ここに資料は持ち合わせておりませんが、もし出すとすれば個別の補助となると思いますので、これとはまた別の補助になるかと思えます。

そこはちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

それから、敷地が市有地である場合ですけれども、市の市有地の貸付基準で言いますと、教育事業に行うものについては無償貸付できるという基準がありますが、ただそのとおりになっているかどうかについては、確認はとっていないところです。

所管は市長部局の総務部の所管となります。

委員長：ほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

当局の皆さんには、お忙しい中ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 16:09～16:14)

委員長：再開します。

参考人に対する質疑に入ります。

参考人、初めに自己紹介と請願の説明をお願いいたします。

千葉参考人からお願いいたします。

千葉参考人：よろしくお願ひいたします。

一関修紅高等学校で教員をやっております千葉幸浩と申します。

まずきょうはこのような時間とっていただき、本当にありがとうございます。

ぜひとも、委員の皆様には私学助成について御理解いただき、何とか私立高等学校を含めた私学に対して、一関市の一層の御援助をいただきたいと思ひやっています。

趣旨に関しては請願書のとおりなのですが、一関市内2校に対する運営費の補助をさらにお願ひしたいということ。

それから、現在、岩手県内では、一関市と平泉町で授業料減免制度というのをつくっていただき、行っていました。

ただ、国の就学支援金が拡充されたことによって、現在の制度がほとんど生かされないような状況になってきております。

同時に、学費の滞納、それも就学支援金の拡充によってかなり減ったのですが、



それでも先日の調査によると、全国の中でまた岩手県が、ワーストワンの学費滞納者の割合になってしまいました。

とりわけ岩手県内の中でも県南地区は、非常に学費滞納者の率が高くてそういった意味でも、何とか議会の皆様に御協力いただきたいという趣旨でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：続いて服部参考人、お願いいたします。

服部参考人：私は、一関学院高等学校で教員をしております服部良一と申します。

毎年、市への請願ということで、こういった形で委員の皆様には御理解をいただき、2年前から私も担当させていただいておりますけれども、いろいろな意味で、本当に大変な家庭ということで、私学に入ってきててもなかなかうまく生活等、または自分で頑張っていて勉強したいと言っているが、なかなかそういったクラブ活動とか、勉強に一生懸命参加できない生徒も多々あると、実際に教員をやってみて感じているところでありますので、そういった面を酌んでいただきながら、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいま追加資料も配付をされたところでもありますので、説明をお願いします。

千葉参考人。

千葉参考人：事前いくつかの御質問をいただきましたので、それに答えられるような形になっているかどうか分からないのですが、わかる範囲で御説明申し上げたいと思って、資料を持参してまいりました。

まず1点目は、公立私立の格差についてですけれども、その格差の原因とそれから国の考え方ということで御質問をいただきました。

細かいことを御説明すると時間が足りないでしょうから、できるだけ簡単に御説明したいと思います。

1ページ目に書いてあるのは、私学に対する経緯と申しますか、変遷、もともと国立、国の学校しか認められていなくて、私立で学校をつくるということは、つくったとしてもそれが学校として認められない時代がずっとあって、昭和24年になってようやく私立高等学校も、学校として認められるようになり、それに対して補助金を出すという形ができてきました。

ただ、大学も含めてなのですけれども、私学に対する学費の補助というのは、本当にずっとこの間微々たるもので、昭和40年代、ちょっと太字で書いてありますけれども、岩手県の高等学校の例、これは事前にお配りした私学助成についての資料というものの9ページにその当時の、昭和44年の新聞記事を載せておりますが、岩手県の場合、公費助成額ですが、高校生1人当たり公立高等学校は8,950円、それに対して私立高校生はわずか108円と、格差82.8倍で、結局その差額の分を授業料で取らなければならないと。

高校生1人が1年間生活するためには、公立高校生は8,950円ですけれども、私立高校生は108円、その差は8,000円以上です。

それを授業料で賄わなければならないということからスタートして、私立高等学校の授業料の高さというのが、ここがそもそもの原因になっています。

その格差をなくそうと、少しでも私立高校生に公費補助ということをお願いして、請願運動を岩手県でもそうですし、全国でも請願の動きが一斉にこれを前後として動き始めました。

最終的に私立高等学校に補助金を出すということが法律で決められたのが、昭和50年の私立学校振興助成法という法律になります。

そこで初めて公費助成を行うということが決まりました。

さらに平成24年には、これも議員の皆さんも御存じだと思いますけれども、国際人権A規約で日本政府は、無償教育の斬新的な導入というのを留保していたのですけれども、その留保を撤回し、国も無償教育に進んでいくという方向を示してくれました。

2つ目は、国の学費減免補助の推移なのですけれども、実はこの私立学校振興助成法ですが、そもそものところは大学に対しても、高等学校以下に対しても2分の1を補助するというようなところから議論がスタートして、それが結局2分の1にはならないで、高等学校以下ですと最終的には都道府県が補助すれば、国がその一部を補助するというような形に結局妥協の産物的になってしまいました。

ただし、附帯事項で、速やかに2分の1とするというように、これは全会一致で可決ですけれども、この法律ができたのが昭和50年で、昭和51年に施行されていますので、もう既に46年もたっているのですけれども、残念ながら岩手県で言えば、公立高等学校に対しては公費助成が120万円から130万円ぐらい出ているのですけれども、私立高等学校に対してはいまだ3分の1にも満たない、三十数万円になっているという現状があります。

そのため、先ほど申し上げたとおりその差額分、つまりかかる経費の部分をどうしても保護者の皆さんから授業料という形で徴収しなければならない。

ただし、その差額の80万円を年間で取れないですから、どうしても低く抑える、低く抑えると施設や設備の拡充とか、あるいは新しい機材を導入するとかということが、どうしても公立高等学校等を比べるとおくれがちになってしまうというような状況になっています。

それは、校舎の建て直しも含めて、改修も補修もそうなのですけれども、どうしても後手にならざるを得ないという状況です。

背景としてあるのは、これもOECDのデータを載せておきましたが、日本の公費支出というのが、公財政教育支出対GDPが非常にOECD加盟国の中でもかなり低いということが、その要因ともなっています。

国の考え方としては、公費助成をどんどん進めていくという方向性は出ているのですが、実際にはなかなか公費助成が進んでいかないという状況になっています。

2つ目は、岩手県以外の私学助成の状況が3ページに記載した表になります。

47都道府県が並んでおりますが、岩手県の場合は、今、国の就学支援金として年収590万円未満世帯まで年間39万6,000円、月額ですと3万3,000円の授業料が補助されるよ

うになりました。

ところが、590万円を超えると、就学支援金の額がいきなり11万8,800円、つまり公立高等学校の学費と同じ月額9,900円に落ち込んでしまう。

590万円を超えるか超えないかで、大きく補助金の額が、就学支援金の額が変わってしまうということで、岩手県は間をとって620万円まで、岩手県単独で上乗せして、月額にすると1万1,500円ぐらいなのですけれども、それぐらい上乗せして授業料助成をしているというのが岩手県の状況です。

ちなみに世帯収入が910万円を超えると就学支援金が1円も補助されないというのは、公立高等学校も私立高等学校も同じです。

それから他都道府県の例ですが、青森県の場合は、710万円まで助成している。

山形県は何と910万円まで県で上乗せ助成、授業料補助をしている。

国の就学支援金に上乗せして、県単独で補助しているという表になります。

特に補助が多いのが、福井県、非常に手厚い補助をしております、ここも910万円まで、何と33万5,500円という、国の就学支援金の月額9,900円を含めてですけれども、そこまで補助している。

さらに590万円未満世帯に対しても、さらに上積み補助するというような補助制度です。

各県によってばらばらなのですけれども、ただここが問題で、例えば、東京都や大阪府のように財政力のある都道府県は非常に手厚い補助になっていて、財政的に厳しい県に住んでいる高校生に対しては、補助が十分ではないという、いわゆる自治体によって補助が違うということです。

一関市は、宮城県と接していますので、宮城県からも一関修紅高等学校、一関学院高等学校に通っている子供がたくさんいますし、それから一関市から宮城県の高等学校に通っている子供もいるのですけれども、ただその県によって補助が違う、いわゆる自治体間格差という問題も抱えています、現在問題として残っています。

5ページの表、ちょっと数字が小さくて非常に見えにくいと思うのですけれども、この岩手県のところをごらんになっていただくと、岩手県は2021高校分経常費助成というのがありますが、岩手県の場合は全国で40位の順位です。

その横に、「県単+経常費上乗せ総額」というのがありますが、県単というのは県で出している授業料助成です。

つまり先ほど言った国の就学支援金に上乗せしている部分と、経常費1人当たり単価で幾ら出しているかということがそこに書いてあって、その順位ですと全国44位という1人当たりになると非常に低い額になってしまうといった点で、岩手県も財政が厳しいのですけれども、一関市も多分同様だと思うのですが、まだまだ岩手県の助成というのはどうしても少ない。

それが、学費滞納の状況につながっているというように言えると思います。

3点目ですが、請願以外に取り組んでいる活動をそこに記しておきました。

書面以外にも、はがきによる要請とか、それから令和元年度には一関市でも開催しましたが、岩手県私学フェスティバル・高校生交流会などの生徒自主活動、生徒の活動を私立高校生の姿を見せて、私立の高等学校についてもっと理解を深め、それから今私立

高校生が置かれている、私学助成の状況について多くの人たちに知ってほしいということで毎年開催しているイベントです。

ただし、昨年、一昨年は新型コロナウイルス感染症で開催できませんでしたが、一関市で開催した時には国会議員の皆さんを初め市議会の皆さんにも御出席いただきました。改めて感謝申し上げます。

それから4点目ですが、老朽校舎建てかえについて、一関学院高等学校のところは後で服部先生からお話してもらいますが、一関修紅高等学校は、東日本大震災で体育館が全く使えなくなってしまって、危険校舎ということで最終的に解体しました。

校舎の耐震化工事を急いでやって、そうしないと生徒の安全は守れないものですから、そのあとに体育館の再建と、再建の際には一関市からも補助いただきまして大変ありがとうございました。

ただ、校舎を建てかえるとなると20億円ぐらいかかるものですから、実際にそんなお金は到底学校にはなくて、とりあえず耐震化工事で何とかしのぎました。

この時には、耐震化工事だけで1億2,000万円のお金がかかりました。

ただ、国や県からの補助もその時にはあったので、持ち出し分はもう少し少なくなりますけれども、というような状況でさらにまだ建てかえなければならない、耐震化しなければならない校舎も実は残ってしまっていて、あとは雨漏りがひどいとか、壁から雨がしみ出してくるとか、いかんせん昭和40年に建てた校舎なので、補修を繰り返し何とかしのいでいるという状況です。

それから5点目は、新型コロナウイルス感染症による家計への影響なのですけれども、以前にお渡しした表に、一関市内の私立高等学校の滞納率を黄色に塗った部分ですが、加えてみました。

全国順位のところ、クエスチョンマークになっているところがあるのですが、発表された時と発表されなかった時があるので、毎年9月末にどれだけの学費滞納者がいるかと、3カ月以上の学費滞納者の数を調べています。

そうすると、岩手県の場合はずっと1位なのです。

非常に高い割合で滞納者が多い。

さらに県南地区の場合には、それに輪をかけて、岩手県の1.5倍から2倍くらいの生徒たちが学費を滞納するという状況が毎年毎年出ています。

そういった意味で、やはり県南地区の保護者の人たちの収入、家計として非常に厳しいところがあるのかなというように思っています。

同じように、次のページは年度末の滞納者も毎年調査しております。

これもまた全国でも高い位置を占めているのですけれども、さらに県南地区は高い。

ただし、年度末なので3年生は授業料を納めないと卒業できないものですから、3年生は何とか工面して、納めて卒業にこぎつけているという家庭も非常に多いのです。

それから6点目ですけれども、少子化の問題ですが、まさに一関市の人口と生徒数の変化をグラフとしてそこに載せておきました。

急激な減少をたどるために、このままの状況だといずれ学校の存続にかかわるので、こういう時こそ少人数学級で、きめ細かい教育をするチャンスというようにも私たちは考えています。

7 点目ですが、10 ページの少子化の歯どめ対策ということについて御質問があったと思います。

学費の問題だけで、少子化が解決するとは思っておりません。

いろいろな対策、いろいろな要素があると思っています。

ただし、教育にかかるお金ということも、大きな問題の一つだということに考えています。

そこには国民金融公庫が出した統計といえますか、資料に載せておきましたけれども、いずれにしても、特に大学まで私立に行けばべらぼうなお金がかかってしまう。

実際に 11 ページの下の表、教育費の捻出方法というところの 2 番目に多いのが、子供がアルバイトをしているというところですが、実は一関修紅高等学校でも、ここ最近、学費滞納者の数は以前よりは少なくなっているのだけれども、アルバイトの希望者が非常にふえてきました。

親が子供にアルバイトしてくれないと困るのだというように言って子供のアルバイトのお金で家計を支えたり、授業料の一部に充てたりという実態があります。

今、特に顕著なのは、今までは短期、夏休み中だったらいよいよ冬休み中だったらいよいよということで許可していたのですけれども、今多いのは夏休み冬休みだけではなく、もっと長くアルバイトをさせてくれませんかというような相談に来る子が非常にふえました。

それが子供たちの実態です。

最後になりましたけれども、県内私立高等学校への市の助成金ということで、請願の補足事項に書いていた事項だったと思いますが、それぞれ私立高等学校数が、盛岡市 8 校、花巻市 1 校、北上市 1 校、奥州市 1 校、一関市は一関修紅高等学校と一関学院高等学校の 2 校で、1 校当たりに換算するとその額になります。

特に県内では非常に手厚い補助が、花巻市の花巻東高等学校に対する補助、ここはずっと変わっておりません。

なお、北上市の専修大学北上高等学校では今度は校舎を建てかえるということでニュースにもなっているのですけれども、北上市からいろいろな提携を含めて、5 億円でしたか、そのくらいの補助を出すというような話も聞いております。

以上、説明させていただきました。

委員長 : 服部参考人。

服部参考人 : 今、一関修紅高等学校の千葉先生から大分詳しく、資料を添えて説明していただきました。

私のほうからは、一関学院高等学校分を説明させていただきたいと思います。

6 ページの校舎の老朽化、校舎建てかえについてということですが、本校でもやはり老朽化が進んでおまして、それで 2011 年の東日本大震災の際には一関修紅高等学校と同じように体育館の筋交いが壊れる、または武道館の筋交いが壊れるということで、耐震のところが大分やられてしまったということで、これについても補助等をいただきながら、何とか建てかえまではいきませんが、改修をしまして維持しております。

しかしながら、老朽化が進んでおりますので、少々の雨であっても、体育館は雨漏りがして、現在、本校のクラブでは、女子バスケットボール部がいろいろと活躍をしているわけですが、そういった中で、雨漏りで多少厳しい状況の練習になっています。

私は体育の教員ではあるのですが、体育の授業の中でも、ちょっと大雨が降るとたくさん箇所が雨漏りをするというような状況があって、これは少し考えなければいけない、学校のほうに要請はしておりますが、なかなかそういった意味での財源がないという状況であります。

それから、震災によって1つの校舎が完全に壊れて、また補助によって建てかえられました。

ですが、以前は3階建ての1階、2階に教室が6教室、それから3階に図書室というように大きなものがあり、それから1階から3階まで男女のトイレがそれぞれでありました。

建てかえになったところについては、予算もあまりないということから、2階のプレハブのような感じの簡単な建物で、1階に図書室の閲覧室、それから2階に教室1教室、それから1階、2階に男女のトイレが設置されているというような本当に簡単な建物になってきております。

それから現在、少子化というか、370人ほどの生徒でありますけれども、トイレが老朽化というか、ずっと和式になっておりまして、去年は女子トイレ1カ所を洋式化いたしました。

それから男子については、今2カ所、洋式化ということで、現在、改修工事を行っております。

ですが、できるだけ最小限というようなことでの改修のようでございます。

老朽化については、校舎については、そういった内容になっております。

それから、8ページ目のところ、こちらは家計の影響のところになるわけですが、先ほど一関修紅高等学校のほうでもアルバイトをしなければいけないという生徒が出てきているということでありましたけれども、本校でも、特に3年生が多く出てきております。

全体では27名いるのですが、3年生は19名、2年生は7名、1年生は1名になっております。

それから、本校でも原則としては長期休暇中のアルバイトになっているわけですが、やはり家計が厳しいという状況から、通年でというのがほとんどの生徒であります。

3年生については10名ほどが1年生から継続して行わせてほしいということで、そういったアルバイトをしている状況であります。

それから、8ページの進学への影響も出ているということで、こちらの一関修紅高等学校のほうにも日本学生支援機構の予約奨学金ということで、うちも3年生が今、取りかかっておりました。

87名進学希望者がいるのですが、その中の63名が実際に予約奨学生を申し込んでいる状況です。

大体7割強ということですので、実際には一関修紅高等学校と同じぐらいの生徒が、

今は就学支援金等で何とかできている状況ではあるけれども、今後すごく心配だというようなことでの予約奨学生ではないかと考えております。

私からは、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に、発言をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

菅原委員。

菅原委員：アルバイトなどをしている、家計が厳しい生徒がたくさんおられるということなのですが、退学状況とかはいかがですか。

学費が続かなくて、学校をやめざるを得ない生徒さんとかはいらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：一関修紅高等学校の状況を言えば、今まさに、就学支援金のおかげで、学費滞納による退学者というのはいなくなりました。

ただし、うちの学校は滞納が4カ月を超えると、出校停止という措置があつて、結局、出校停止になる前に、担任が何度も家庭に連絡して何とか支払いをお願いしております。

延納願という制度もうちの学校はあるものですから、そこまで支払いができなければ、延納願を提出して計画的に今後、支払いを続けてくださいというようにお願いしている家庭もあります。

ただし、実は就学支援金で3万3,000円入るものですから、残りの学費というのは、月々7,000円とかなのです。

でもそれが払えないという家庭も、何名かおります。

委員長：服部参考人。

服部参考人：一関学院高等学校では一関修紅高等学校と同じように就学支援金のおかげで滞納による退学者というのはいません。

若干、やはり違った状況で退学するというような生徒はおりますけれども、特に授業料等での退学者というのはいません。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：参考人の皆さん、きょうは本当にお忙しいところありがとうございます。

よろしく申し上げます。

何点かお聞きしたいのですが、今回の請願のタイトルが私学教育を充実・発展させる

ための請願書となっておりますが、いろいろとお話を聞いていると、一関市内にある2つの私立高等学校2校のことだけを言っているというように取りましたが、それではいかまづ確認をしたいと思います。

それから、先ほどアルバイトとか、学費滞納とかいろいろございましたが、これに関して先ほど、国からの就学支援金が3万3,000円であと7,000円あれば何とかというお話、御説明をいただきましたけれども、お子さんの御家庭、一関市としてもさまざま支援をしているようなのですが、その条件の中に生活保護者だったり、住民税の非課税世帯だったりこういうさまざま条件があるのですけれども、その生徒の御家庭では一関市の学費補助の対象になるような、そういう家計状況になっていないのかどうか、そこをお聞きしたい。

それから、これぐらいの金額という大変失礼なのですけれども、そういう生徒さんに対して学校として支援をする、そういう制度は、分納の話をお聞きしましたけれども、子供さんに直接その支援をするそういう制度をまず持っていらっしゃるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど校舎の耐震の話をお聞きしましたが、一関修紅高等学校は昭和40年に建築されたとお聞きしましたけれども、一関学院高等学校はいつ学校校舎を建築されたのかお聞きしたいと思います。

それから最後に、今回の国の就学支援金の中で、世帯年収が590万円まではかなり手厚く支援になっていますが、それぞれの一関修紅高等学校、一関学院高等学校の生徒さんの家庭で、この590万円を超えるそういう世帯は、どのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

以上でございます。

委員長：千葉参考人からお願いします。

千葉参考人：それでは1点目の請願のことについてですけれども、どうしても我々は高等学校の教員なものですから、高等学校のことはわかるのだけれども幼稚園、専門学校、短大のことにはあまり詳しくなくて、どうしても、つい高等学校のことが中心になってしまいますが、子どもがやっている就学助成の署名運動というのとも同時にやっているのですが、その中では、私立高等学校、大学も含めた私学に対する運営費補助の増額をということで、この間、岩手県議会のほうに請願署名を提出させていただきました。

それは毎年そのようにやっておりますし、うちの学校ではこども園もあるものですから、こども園の保護者の方にも、その署名なりはがきなりに御協力いただいております。

それから2点目ですが、一関市の生活保護世帯、非課税世帯に今、一関修紅高等学校の授業料は3万3,000円で、一関学院高等学校は3万円です。

ですので、国の就学支援金が、いわゆる収入の低い世帯には3万3,000円出ますので、結局、一関市の制度を使わなくても賄われてしまうという、ただし残っているのは入学金とか入学時に施設設備費というお金を入学金プラス6万円ぐらい支払うのです。

そのお金の負担が初年度、入学時にかかってしまう。

ちなみに、ことしの入学生の中にはうちの学校では、制服が買えない、教科書が買え



ないという女の子がいました。

ですので、学校で誰か譲ってくれないかということで、卒業した先輩が着た制服を譲ってもらって、その生徒に制服を着させたのですけれども、そういった生徒も現に入ってきています。

あと滞納に関しては、やはり子供の数が多い世帯、それから私は3年生の担任ですが、私のクラスでも3人に1人はひとり親世帯なものですから、そういった点で非常に家計的に苦しいというのがよく見えてきます。

それから3点目ですが、学校独自の奨学金制度なのですが、それは残念ながらありません。

一関学院高等学校もそれはありません。

ただその制度があればいいのにといいようには思っています。

どうしても奨学金制度は、私立なものですから運動部の子に対するスポーツ特別奨学生みたいな制度で、どうしてもそっちのほうに回ってしまって、本来苦しい家庭にいかない制度で、でもそれはぜひとも学校に帰って相談してみたいと思いました。

ありがとうございました。

それから、年収590万円を超える世帯ということですが、一関修紅高等学校では590万円未満の世帯に該当するのが、全校生徒の7割です。

だからほとんど該当すると、それ以上の世帯は残りの3割、そういう割合になっています。

委員長：服部参考人。

服部参考人：一関学院高等学校のほうの先ほどお話した奨学金制度ということなのですが、修紅高等学校と同じような形で、スポーツの奨学生というのはありますが、あとは学業の奨学生ということで、そういった基準を超えていけば一般入試であっても、そこは免除するというような、授業料免除等の部分はございます。

それから、施設費等もそういった形での免除というようにありますが、打ち出してはおりますが、それが実際には非課税世帯とか、そういった意味ではございません。

その生徒の能力に合った奨学生制度でございます。

それから耐震のところと年数ですが、私は30年ほど一関学院高等学校に働かせていただいておりますけれども、もう既にでき上がっております、一関修紅高等学校と同じぐらいかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

大変申しわけございません。

それから、590万円世帯というような部分に関しては、ちょっと私のほうで全て把握しているところではございませんので大変申しわけございません。

ですが、一関修紅高等学校と同じような形で590万円未満の生徒が大半ではないかと考えております。

委員長：岩渕委員。

岩淵委員：ありがとうございます。

ひとつだけお聞きしたいのですけれども、一関市が行っている、私立学校運営費補助金という制度がございまして、教育委員会から説明を受けたところではありますが、令和3年度の一関学院高等学校、一関修紅高等学校おのおのの補助金についてであります、一関学院高等学校は223万円、一関修紅高等学校は同じく223万円ということで、生徒1人当たり約5,000円ということになっております。

それぞれの補助金はどのような形で使われるものなのか、一関市としてはこの補助の目的は私立学校の教育条件の維持向上とか、保護者の経済的負担の軽減を図る、それから私立学校の経営の健全化を高めて市の教育の振興に資すると、こういう目的で補助金を拠出しておりますけれども、御校にとってこのお金がどのような使われ方をしているのかお聞きしたいと思います。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：一般的に言えば、運営費補助という形でいただいておりますので、主に施設の補修、改修、それからOA機器を初めとしたパソコン等、生徒たちが使う機材です。

その更新とか、子供たちが日常生活で使う備品の購入の一部として充てられているというように思っています。

委員長：服部参考人。

服部参考人：本校でも、大体環境整備費、そういった形で使われているかと思えます。

私のほうも事務局からそういったところで、はっきり話を受けたわけではありませんけれども、そういったところの環境整備費として使われているというように考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今のその運営費補助金であります、保護者の経済的負担の軽減を図るという目的の中にひとつありますので、この辺も考慮されてそういう保護者への支援といいますか、そここのところも再考する必要があると思えますがいかがでしょうか。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：まず財務面に関しては、実は事務方のほうで行っているものですから、我々教員という立場なので教育関係、いわゆる教学の分野に関しては行えるのですけれども、いわゆるいただいた補助金をどのような形で使うかというのは、事務方の判断というか経営者側の裁量といいますか、判断といいますか、もちろん現場からここをこういうようにしてほしいとか、こういう施設がほしいのだとか、例えばうちの学校ですとICTに備えて教室にプロジェクターをつけたいのだとか、それからタブレットをもう何台かほし

いというような現場からの要望も出しますけれども、ただ最終的には事務方の裁量ということになっています。

ただし、今、岩淵委員のほうからお話をいただいたことは、非常に大事なことだと思っていますので、これも学校に戻りましたならば校長らと相談して進めたいと、まさにそういうような形で、生かせるような形で、使わせていただければ非常にありがたいというように思っています。

委員長：服部参考人。

服部参考人：私も今お話をいただきまして一関修紅高等学校と同じ状況でありますので、でも、今、委員のほうから保護者の負担軽減のためにという目的があるということですので、それは一関修紅高等学校と同じような形で、何かの形で還元できればと思っておりますので、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：大変御苦労さまでございます。

いろいろ事情がありまして本当に御苦労をなさっていることは私も感じているところでございますし、頑張っていかなければならないと思っております。

こうやって毎年請願されております。

その御努力、あと子供たちも一生懸命署名しながら岩手県のほうにも、国のほうにも署名活動をしている様子は知っていますけれども、先生方は請願なさっていると、逆に、経営側に対して、先生方は組合を持っていると思うのですけれども、やはり今、私たちのやりとりをまとめながら逆に交渉というか協議する中で、先ほど校長先生とお話すると言いましたけれども、それでも結構なのですが、働いている側も経営側に対してものを申していけないとなかなか進まないと思うのですけれども、その辺を並行しながらなされていると思うのですけれども、その辺の状況を教えていただければと思いますし、この間感じていることとしましては、少子化の中であまりにも短絡的な話なのですけれども、高等学校のあり方として、助成はするのですけれども、他市、いわゆる花巻市から南のほうの市というのは、私立高等学校は1つという感じになっているのです。

これは経営にもかかわってくるのですが、それを含めながら先生方はどのように思っているのか。

学校の子供たちは減っているし、公立高等学校の定員数も減っている、特にも一関市は工業高等学校等の再編がある。

そういう中で公立高等学校も痛みを感じている。

そういう実態があるので、その辺を捉えながら今後どうやっていくのかということも含めながら請願行動をしていくと、厚みが出てくるのかなと思うのですけれども、その辺のお考えをいただきたいと思います。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：まず1点目の経営者側に対しては、いろいろな意味でかなり言っているのです。

残念ながら一関修紅高等学校の場合、法人本部が山梨県の健康科学大学とって以前は理事長も、一関市長と面会するために頻繁に来られた時期があったのですけれども、コロナ禍ということもあってとんと来られなくなりました。

それが非常に残念で、おとといもなのですけれども、規約の改正で全職員が集まって、職場集会というのをやったのです。

労働条件の改正で、その際にも多くの先生方から出たのが、とにかく一関市に来て、直接先生方と話し合っただけでないかと、どのようにこれから学校を持っていくのかそれは一関学院高等学校も一関修紅高等学校も同じ状況なのですけれども、それについて、話す機会をぜひとも持ってほしいということが、先生方の一致した意見でした。

ですので、そのことについては、強く要望しているつもりなのですが、残念ながら、それがなかなか進まない状況になっています。

それからあとは少子化の中で、この一関市の私立高等学校2校をどうするかという非常に難しい問題、公立高等学校であれば、1つは雇用の問題というのもあって、公立高等学校の場合には仮に統合しても、先生方の雇用というのは守られるのですけれども、今の状況で2つがそのまま統合すれば、当然生徒数に対して、教員数のほうが非常にふえてくるとなれば当然解雇もしなければならないという雇用の問題もあって、なかなか我々が判断する上では非常に難しい問題だなというように感じています。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：わかりました。

先ほど入学金とかその辺の関係は経営側なので、やはりその辺はしっかり、リモートもできるから、その辺もおっしゃると思うのですけれども、やはりその辺で、市長とのやりとりとかその辺をやってく必要があるだろうなと思います。

あと一関学院高等学校の関係ですが、私もあそこを通るたびにプレハブを見るとすごく悲しくなるのですけれども、その辺もやはり実のところ、岩手県立一関第二高等学校も公立だったけれど、建てかえの時プレハブにいたのです。

すごく大変なのです。

10年ぐらいだったと思いますが。

そういう状況を見ているとやはりその辺も切実に言っていく。

そこで受験を控えているとかなりピリピリしてくるようです。

その辺の状況もあるので、先生方も御承知だと思いますが、やはりその辺も含めて、頑張っただけであれば私どもも賛同しますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で、参考人に対する質疑を終了します。  
千葉さん、服部さん、本日は雪の中、お忙しい中ありがとうございました。  
休憩します。

(休憩 17:09～17:11)

委員長：再開いたします。  
次に、意見交換を行います。  
皆さまから意見をいただきたいと思います。  
最初に、門馬委員。

門馬委員：いろいろと聞かせていただきましたけれども、次世代を担う子供たちの教育に関しては、やはり非常に大切な問題だと捉えています。

今、説明いただいた方々は経営している方々ではないようではありますが、どれくらい補助すればいいのかとか、そういう額のこと全然書いていないという中での請願ですので、そういった趣旨的なことが、やはり、教育の機会均等とかそういうようなことを考えると、公立と私立の差を少しでも狭めて、そういった教育を、ましてや、一関市は教育立市を掲げているわけですから、教育格差で、それが、今後の貧困等につながっていくというような話もありますので、私としては、今回の請願は通していいのではないかと考えております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私は、30年ぐらい前に、小学校に勤めていたときから、私学の助成の署名などは、市民として、何十年も前から毎年署名してきました。

やはり、私学に通われる子供たち、それから、その御家庭の負担がかなりきついで、公立学校との差が埋まればいいのかというようには思っております。

ただ、資料で、令和2年4月から就学の支援金が大幅に拡充されて、これは本当に国の施策でよかったなと思いますし、また、一関市も同じように、その金額の、何ていうか、その金額のめどがどのように、その理由とどうか、何をもとにして計算しているのかわからないのですが、ただ、先ほど言われた、一律1,000円、去年より上げるというのは、一関市としてはいいのではないかなと思っております。

以上です。

委員長：那須委員。

那須委員：私の私学助成に対する感覚なのですが、逆に、私の感覚は、私立に通わせる世帯というのは、ある程度所得が高いのかなという感覚でございました。

そういった中で、話をお聞きすると、先ほどの590万円以下の世帯がかなりあるというお話の中で、ちょっと私の今までの感覚と違うのかなと、そして子供たちがアルバイト

トをやっているという状況、そういった中であれば、やはり公立高等学校との格差を幾らかでもなくすような、これもある程度、子供支援の施策、あとは保護者へのそういった支援の分だと思しますので、そういった面では、請願に対して、やはり市としても取り組むべきというように判断をいたしました。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私も、基本的には私学助成の充実という方向性についてはよろしいかと思えます。

ただ、個別のお話をさせていただくと、もうちょっとその施設整備に視点を当てた、助成というような観点をダイレクトに入れたほうがいいのかなど、ちょっと運営費とか、私学支援金と就学支援金等というような表現になると、その施設の部分というのがちょっと薄れてしまうような感じもするので、もうちょっとそこは現実的にもそのようですので、ぜひ施設整備補助というか、そこら辺を明確にして、国とかに訴えたほうがいいのかなどと思いました。

それから、過疎地域の私立高等学校に対する特別助成というような表現があるのですけれども、あまりこの過疎地域という部分での説明とか、特に私も何も聞かなかったし、説明も受けなかったのですけれども、一般的な言い回しとしての過疎地域というか、ちょっと田舎のほうの、ここというような意味合いとして捉えていけばいいのかなどというような感じがするのですけれども、何となく行政用語として過疎地域というような、限定したような言葉を使うと、何かニュアンスがちょっと違ってくるというか、別な意味で捉えてしまう部分があるのかなと思った部分があるので、この過疎地域の部分の使い方は、要望する際は、その言葉遣いもちょっと検討してみたほうがいいのかなど思っております。

基本的には私学助成の充実については、私は、賛成をいたします。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：私も、きょうは説明を聞いて、教育委員会、そして一関修紅高等学校、一関学院高等学校からの参考人の意見を聞いて、趣旨妥当というように賛同をしました。

特に、私学教育を充実、発展させるための請願についてのきょうの説明資料、この資料が今までの委員会の中で、一番出色のできばえだと思って感心をしてしております。

以上でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：請願審査そのものは、一関市にとって妥当性があるかどうかというところが、一番の主眼だと思えます。

最初に教育委員会からさまざま御説明をいただきました。

市は市として、毎年着実にしっかりと取り組んでおりますし、今後も先ほどの2つの補助金といたしますか、取りやめするという方向は聞いておりませんし、当然ないと私も

思っていますので、それは非常に評価できると思います。

それから、さまざま先ほど来、お二人の参考人の方においでいただいて、話を聞きました。

どちらも、現場で、最前線で教鞭をとっていらっしゃる先生ということで、学校経営については、教職員の立場で経営者に対してさまざまな提言、提案をされているというのは、その言葉の端々から感じ取ったのではありますが、あくまでも、その学校法人の経営に対して、公的資金を拠出するという、こういったときに、やはりその経営者でない方に、幾らさまざまお聞きしても、それ以上の答えは出てこないだろうと思いましたので、私は経営者でない参考人の方のお話をお聞きして、果たして、その市内の2つの高等学校の経営状態がどうなっているか、さっぱりわかりません。

ですので、私は妥当ではないと思いますので、請願に対しては反対いたします。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：きょうお二人の話を聞きまして、私学が大変なのだと、私は実態を全く知らなかったということを実感いたしました。

やはり教育というのは平等に与えられるべきですし、これから一関市、それから日本をしょって立つ人たちのこれからの将来のことですので、やはり教育が貧困であると、これから先もどうしてもそれが続いていくということがありますので、ぜひとも公立に近くなるような助成をできればと思います。

施設整備に関してはまた別だと思えますけれども、運営費と授業料に関する補助ということは賛成です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いろいろ皆様からのお話を伺い、私もそうでございます。

私が聞きたかった経営に対しては、きょう来ていただいた方が、これから持ち帰って、経営側の校長先生と話し合いをするということで、そういった取り組みをなさるということですので、これはひとつよかったのかなと思っているところでございます。

やはり教育の機会均等というか、誰でも教育を受ける権利は日本国憲法にうたっておりますので、これを遵守していくためにも、やはりこの請願には賛同してまいりたいと思います。

委員長：それでは、委員各位より御意見をいただきました。

次に、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

(「賛成者挙手」)

委員長 : 挙手、多数です。

よって、請願第4号は採択すべきものと決定しました。

ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

次に、この請願事項に記載されている意見書を作成し、関係省庁等へ提出することになりますが、満場ではありませんので、会議規則第14条第1項の規定に基づき発議となります。

発議案の作成については、提出者を委員長とし、賛成者には本請願の採択に賛成の委員とすることによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

それでは、会議終了後に意見書案について協議をいたします。

以上で、請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願の審査を終わります。

以上で、本日の案件は終了しました。

次に、委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 次回以降の委員会についてお諮りします。

12月17日、本会議終了後に委員会を開催することとし、一関市空家等対策計画の取り組み状況についてほか2件の調査を行います。

本調査に当たり、市民環境部長の出席を求めることにいたします。

これに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんのでさよう決しました。

議長を通じて、市民環境部長の出席を求めることといたします。

また、令和4年1月12日、本会議終了後に委員会を開催することとし、子ども・子育て



て支援制度についての調査を行います。

1月12日の調査に当たり、保健福祉部長の出席を求めることにいたします。  
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんのでさよう決しました。

議長を通じて、保健福祉部長の出席を求めることといたします。

後日、開催通知を送付します。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

( 午後5時27分 終了 )